

# 上富良野町パークゴルフ場指定管理者募集要項

上富良野町

地方自治法第 244 条の 2 及び上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者の募集を行います。

## 1 指定管理者制度の趣旨

平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

これまでは、地方自治法で規定された団体にしか委託できませんでしたが、法律の改正により地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間企業や各種法人、その他の団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができるようになりました。

上富良野町では「上富良野町パークゴルフ場」の指定管理者の指定にあたり、広く事業者を募集し、運営管理と住民サービスの向上及び経費の節減について、創意工夫のある提案を募集します。

### 【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2（第 1・2 項省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

（指定管理者による管理の代行等）

第 10 条 町長は、地方自治法第 244 条 2 第 3 項の規定に基づき、吹上温泉保養センターの管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

## 2 施設の名称及び位置

施設の名称	上富良野町パークゴルフ場（3 コース、27 ホール）]
施設の所在地	上富良野町基線北 27 号
施設の概要	施設の内容：パークゴルフ場 3 コース（27 ホール）、管理道路ほか 付 属 施 設：管理棟（99 m <sup>2</sup> ）、東屋（58 m <sup>2</sup> ）、 駐車場、物置、プレハブハウス 1 棟、花壇 施設の見取図：資料 1 のとおり
敷地面積	全 体 面 積：44,387 m <sup>2</sup> 芝 生 面 積：34,657 m <sup>2</sup> その他（駐車場、管理道路ほか）9,730 m <sup>2</sup>

## 3 指定期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（予定 町議会の議決により決定）

#### 4 申請資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第 92 条の 2、同法第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 施設の管理運営能力を有する者であること。

#### 5 申請書類

- (1) 申請書：指定管理者の指定申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 添付書類

##### ア 申請資格を有していることを証する書類

申請資格		書類の内容
4 (1)、(3)	法人の場合	・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款又は寄付行為の写し
	非法人の場合	・ 団体の規約
4 (2)ア、イ	法人の場合	不要
	非法人の場合	・ 代表者の身分証明書（市町村長発行のもの）
4 (2)ウ、エ、オ		・ 4 (2)ウ、エ、オに該当しない旨の申立書
4 (2)カ	納税義務がある場合	・ 納税証明書 （この要綱の配付日以降に交付されたもの）
	納税義務がない場合	・ その旨を記載した申立書

##### イ 業務計画書（附属様式第 1 号）

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別業務が把握できる書類を提出してください。

##### ウ 管理運営に関する収支計画書（附属様式第 2 号）

任意の様式でも提出できます。指定期間における年度別業務が把握できる書類を提出してください。

##### エ 団体の経営状況を説明する書類

前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（若しくはこれらに類する団体の経営状況を証する書類）

##### オ その他

- ・ ISO9000 及び ISO14000 を取得している団体は、その登録証の写し
- ・ この要綱の 11(5)に定める資格等を証明する書類の写し

## 6 申請書類の受付期間及び提出先

- (1) 申請期間：平成 17 年 10 月 11 日（火）から平成 17 年 11 月 10 日（木）
- (2) 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (3) 提出先：上富良野町役場 総務課総務班  
上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号 電話 0167-45-6400
- (4) 提出方法：持参提出とする。
- (5) 提出部数：正本 1 部、副本 5 部の 6 部とする。

## 7 選定基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づき、申請書類等により指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者としての候補者を選定します。

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 業務計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の性質及び事業の内容に合致したものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

## 8 選定結果の通知

指定管理者の候補者の選定結果は、申請書類を提出した全ての団体に、文書にて通知します。

## 9 指定管理者の決定

指定管理者の候補者に選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を上富良野町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。上富良野町議会への提案は、12 月定例会を予定しています。

## 10 協定の締結

指定された団体と、施設の管理運営について細目の協議を行い、協定を締結します。

## 11 管理の基準

（上富良野町パークゴルフ場の適正な管理のため必要不可欠な業務運営の基本的事項）

- (1) 使用期間：4 月 29 日から 11 月 3 日まで  
教育委員会が、管理運営上特に必要と認めるときは休止することができる。
- (2) 使用時間：午前 6 時から日没まで
- (3) 利用の許可及び制限並びに行為の制限等について

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第4条、第5条、第6条の規定に基づき行なってください。

(4) 利用料金

ア 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額及び免除

利用料金の額は、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第14条の規定に定める範囲内で、指定管理者が上富良野町教育委員会委員会(以下「委員会」という。)の承認を得て決定します。

(5) 施設管理に伴う人員の確保および資格等

ア 受付事務及び施設の管理運営が安全に行われるために必要な職員等を確保すること。

イ 利用者の事故など、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有するものを配置すること。

(6) 上富良野町情報公開条例の適用

指定管理者は、上富良野町情報公開条例第29条の2の規定により、上富良野町パークゴルフ場の管理運営に関する情報の公開に努力義務が課せられます。

(7) 上富良野町個人情報保護条例の適用

指定管理者は、上富良野町個人情報保護条例第10条及び第45条の2の規定により、上富良野町パークゴルフ場の管理運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関して、適正な取扱い義務が課せられます。

(8) 上富良野町行政手続条例の適用

指定管理者は、上富良野町行政手続条例第2条第4号の「行政庁」に該当すると解されるため、使用承認等は同条例の定めに従って行うことになります。

## 12 管理業務

(1) 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第13条に規定される業務の実施に関すること。

ア 上富良野町パークゴルフ場の運営及びコース管理に関する業務

利用の許可、利用許可の取り消し又は使用の停止の措置

イ 上富良野町パークゴルフ場の料金の徴収に関する業務

利用料金の収受、管理、免除

ウ 上富良野町パークゴルフ場及び付属施設の維持及び修繕に関する業務

利用者が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の維持修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生環境の確保、盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

エ 前各号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理に関して委員会が必要と認め

る業務

- (2) その他「上富良野町パークゴルフ場指定管理業務の仕様書」のとおり

### 13 日程

- (1) 募集の公告

平成 17 年 10 月 11 日（火）

- (2) 募集要項の配布期間

平成 17 年 10 月 11 日（火）から平成 17 年 10 月 25 日（火）まで

- (3) 募集要項に関する質問書の受付期間

平成 17 年 10 月 11 日（火）から平成 17 年 10 月 25 日（火）まで

・質問の回答は、応募説明会席で行ないます。

- (4) 応募者説明会

平成 17 年 10 月 27 日（木）午前 9 時から 上富良野町役場 3 階第 2 会議室

・応募者説明会終了後、各施設で現地説明会を行ないます。

- (5) 申請書提出期限

平成 17 年 11 月 10 日（木）

- (6) 指定管理者の候補者の決定

平成 17 年 11 月下旬を予定

- (7) 指定管理者の決定

平成 17 年 12 月中旬を予定（上富良野町議会の議決により決定）

### 14 添付資料（添付省略 上富良野町役場 総務課総務班で交付）

- (1) 申請書類の様式（別記様式第 1 号、附属様式第 1 号・第 2 号）

- (2) 上富良野町パークゴルフ場の施設の見取図（資料 1）

- (3) 上富良野町パークゴルフ場の利用実績（資料 2）

- (4) 上富良野町パークゴルフ場の施設にかかる利用料金体系（資料 3）

- (5) 上富良野町パークゴルフ場の管理業務委託仕様書（資料 4）

- (6) 上富良野町パークゴルフ場の芝維持管理作業内訳（資料 5）

- (7) 上富良野町パークゴルフ場に係る経費の項目（資料 6）

- (8) 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例及び規則（資料 7）

### 15 その他

- (1) 申請にかかる費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

- (2) 提出後の申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則認められません。

- (3) 必要に応じて、申請者から申請書類の内容について、聴き取り調査を行います。

- (4) 申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

## 16 問合せ先

### (1) 申請手続きの関する事項

上富良野町役場 総務課総務班

上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号 電話 0167 - 45 - 6400

FAX 0167 - 45 - 5362

### (2) 施設の管理運営に関する事項

上富良野町教育委員会 教育振興課社会教育班

上富良野町緑町 1 丁目 9 番 4 号 社会教育総合センター

電話 0167 45 5511

FAX 0167 - 45 - 3100

## 施設にかかる利用料金体系

別別表 2 (第 9 条関係)

パークゴルフ場使用料の範囲

使用区分		使用者区分	
		町内在住者	町外在住者
高校生以下	一日券	100 円以内	150 円以内
	一日券	300 円以内	500 円以内
一般	回数券 (15 枚)	3,000 円以内	4,500 円以内
	シーズン券	10,000 円以内	15,000 円以内
用具貸出 (クラブ・ボール 1 セットにつき)		200 円以内	

- 備考 1 シーズン券の有効使用期間は、当該年の使用開始の日から使用終了の日までの間とする。
- 2 用具貸出は、クラブ及びボール 1 つずつを 1 セットの単位とし、いずれかの場合は 1 セットとして扱う。

別表 3 (第 9 条第 2 項関係)

第 6 条第 1 項の行為の許可による使用料		
単位	期間	金額
面積 1 m <sup>2</sup>	1 月	1,575 円
	1 日	84 円

- 備考 1 面積 1 m<sup>2</sup>未満の端数は、1 m<sup>2</sup>とみなす。
- 2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。